

令和7年度 北区一般任期付職員採用選考案内

政策経営部副参事（ブランディングオフィサー）（課長級）

令和7年10月

北 区

「一般任期付職員」とは、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」第3条第2項の規定に基づき、専門的な知識経験が必要とされる業務に、あらかじめ任期を定めて採用する正規の常勤職員です。

なお、勤務条件については、任期が定められていること以外は、原則として、任期の定めのない常勤職員と同様です。

1 職名（職務の級）、職種、採用予定数、職務内容、受験資格、求められる知識、経験及び能力

政策経営部副参事（ブランディングオフィサー）（課長級）			
職種	事務	採用予定数	1 名
職務内容	(1)「北区シティブランディング戦略ビジョン」に基づくブランディング戦略の推進 (2)PRコンテンツの企画・立案及び付随する資料作成 (3)メディアリレーションズ（新聞、テレビ、雑誌 等）の構築 (4)ブランディング活動の内製化を行うためのマニュアル作成や研修等の実施 (5)ブランディング戦略における成果指標の検討や指標を用いた分析		
受験資格	年齢を問わず、以下の条件をすべて満たしている者 (1)日本国籍を有する者 (2)複数の民間企業等において、広報・PRの実務経験（※1）が通算して15年以上あること。 (3)上記(2)における実務経験のうち、管理職として従事した経験（※1）が、5年以上あること。 (4)地方公務員法で選考を受けることができないとされる者に該当しない者（※2） (5)現に北区の常勤職員でない者		
求められる知識、経験及び能力	(1)PR・コミュニケーション領域に関する専門的知識及び実務経験 (2)広報やブランディング戦略の立案から実行までを一貫して行ってきた経験 (3)プレスリリース作成・メディア対応の実務経験 (4)区の実情・施策が正しく伝わるようメディアと適切に交渉・調整する能力 (5)区内事業者や区民と積極的に関わっていけるコミュニケーション能力 (6)インナーブランディング（※）を推進するためのノウハウ及び実務経験 ※庁内に北区のブランド価値や理念を伝えて浸透させること。		

※1 週20時間以上従事した経験を対象とします。

※2 【地方公務員法第16条（欠格条項）】

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 採用予定日

令和8年4月1日

3 任期

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

※採用された日から5年の範囲内において任期を更新する場合があります。

4 選考方法、選考日、会場等

（1）第一次選考

選考方法	書類審査
合格発表	令和7年12月上旬

※合否にかかわらず、第一次選考受験者全員に郵送で結果を通知します。

※12月11日までに通知が届かない場合は、申込先へお問合せください。

（2）第二次選考

第一次選考合格者を対象に実施します。

選考日時 場 所	令和7年12月中旬（予定） 北区役所内（予定） ※選考会場及び集合時間は、第一次選考合格通知と併せてお知らせします。
選考方法	個別面接
合格発表	令和8年1月上旬以降（予定） ※合否にかかわらず、第二次選考受験者全員に通知します。 ※最終合格の決定（採用内定）は、特別区人事委員会の承認後に別途通知します。

5 申込手続

申込方法	下記申込URL、または二次元コードより申込フォームにアクセスし、画面の指示に従ってすべての必要項目を正しく入力して、下記申込期間中に申請してください。
申込URL	令和7年度北区一般任期付職員採用選考案内 (政策経営部副参事(ブランディングオフィサー)) 採用選考申込(L o G o フォーム) https://logoform.jp/f/hWVOX 
応募書類	申込フォームに以下の書類を作成のうえ、アップロードしてください。 ① 職務経歴書(様式は申込フォームからダウンロードしたものを使用してください。) ② 職歴(別紙)(様式は申込フォームからダウンロードしたものを使用してください。) ※②は申込フォームで職歴が不足する方のみ提出
申込期間	令和7年10月15日午前9時から 令和7年11月14日午後5時まで(予定)【期間内受信有効】

※申込書類は一切返却いたしません。

※個人情報の取扱いについては、東京都北区個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、適切に管理しています。また、規定の保存年限経過後に廃棄します。

6 勤務条件等

(1) 身分

地方公務員(北区職員)になります。

なお、任期中は、営利企業等の従事制限など地方公務員法の服務に関する規定が適用になります。したがって、現在民間企業等に勤務している場合は、退職していただく必要があります。

(2) 初任給

年齢、採用までの職務経験等に応じて、北区の「職員の給与に関する条例」外関係諸規程に基づき決定します。

＜例＞

大卒・経験年数30年の場合…給与月額 約64万円(年収 約1,100万円)

大卒・経験年数20年の場合…給与月額 約60万円(年収 約1,030万円)

※ 給与月額は、地域手当、管理職手当を含み、税及び社会保険料を控除する前の金額です。

※ 年収は、地域手当、期末・勤勉手当、管理職手当を含み、税及び社会保険料を控除する前の金額です。また、条例等の定めるところにより、扶養手当、住居手当、通勤手当等が支給されます。

※ 昇給は、原則として年1回行われます。

※ 採用前に給与改定があった場合には、その定めるところによります。

(3) 勤務日・勤務時間・勤務場所

① 勤務日

原則として月曜から金曜まで

② 勤務時間

原則として8時30分から17時15分まで(1日7時間45分、週38時間45分)

③ 勤務場所

北区政策経営部シティブランディング戦略課

所在地：東京都北区王子本町1-15-22 北区役所第一庁舎3階

※敷地内禁煙(区役所第一庁舎屋外に特定屋外喫煙場所設置)です。

(4) 休暇等

① 年次有給休暇：年間20日

② その他休暇等：慶弔休暇、夏季休暇、産前産後休暇、育児休業などの制度があります。

7 お問い合わせ先

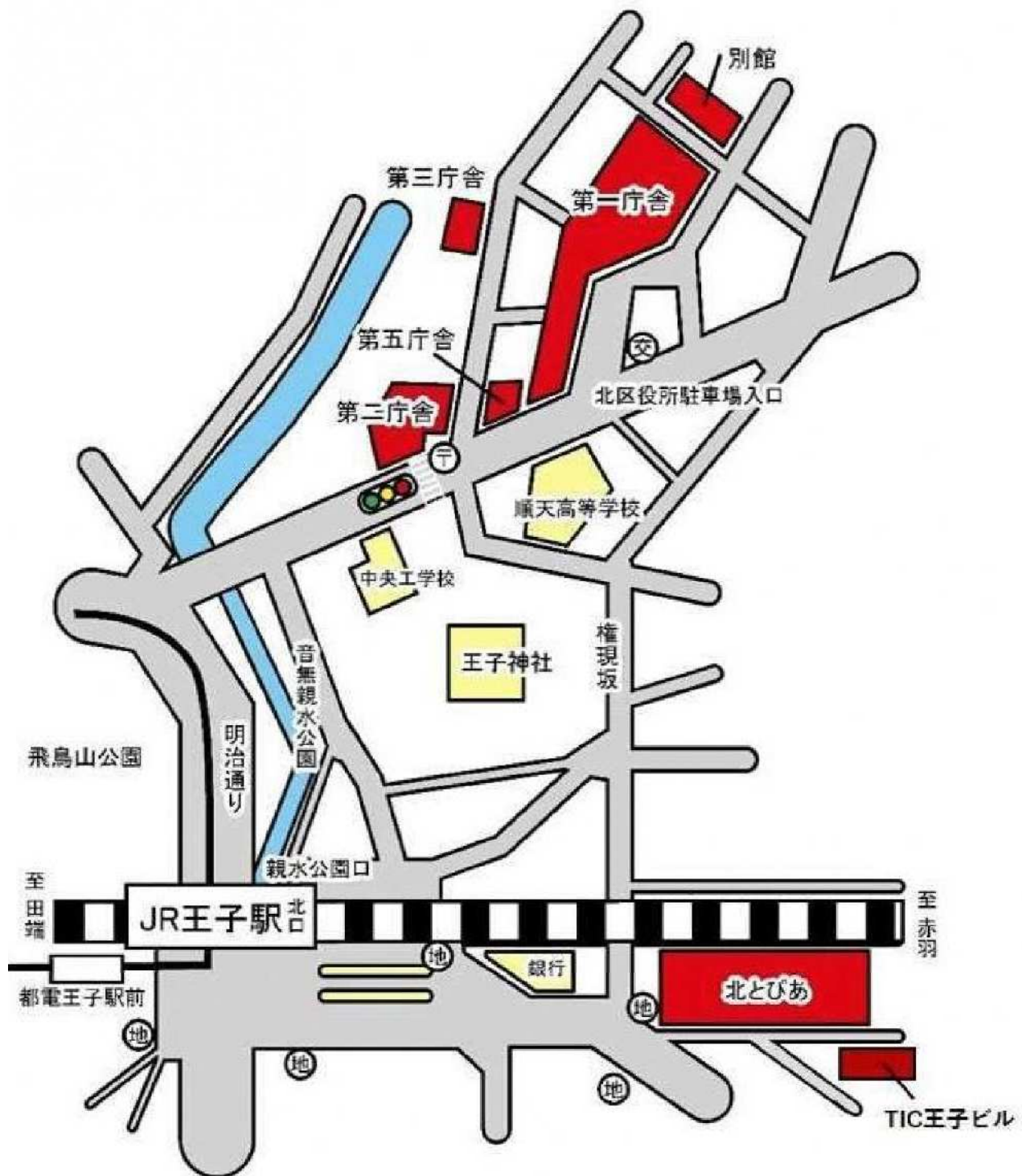
〒114-8508 東京都北区王子本町1-15-22

北区総務部職員課人事係(北区役所第一庁舎3階8番窓口)

TEL 03(3908)8031

※北区役所第一庁舎案内図は、次ページをご参照ください。

【北区役所第一庁舎案内図】



鉄道でのアクセス

路線名	所要時間
JR 王子駅北口（親水公園口）	徒歩 5 分
地下鉄南北線王子駅（3、5 番出口）	徒歩 5 分
都電荒川線王子駅前	徒歩 6 分

バスでのアクセス

路線名	停留所
国際興業バス（赤 50、王 22、王 23）	「北区役所」下車
北区コミュニティバス	「北区役所」下車